

計画の見直しにあたってのポイント

「基本的な指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第百十六号）」に基づき以下の点について変更が必要です

成果目標の設定項目

現計画での設定項目

- 1.福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2.入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3.地域生活支援拠点等の整備

新しい指針による設定項目

- 1.施設入所者の地域生活への移行
- 2.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3.障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4.福祉施設から一般就労への移行等
- 5.障害児支援の提供体制の整備

見込み量の確保のための方策

1.平成 32 年度の障がい福祉サービスの整備目標		福祉施設の入所者の地域生活への移行 地域生活に移行する福祉施設入所者数 （精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築） 地域生活支援拠点等の整備 福祉施設から一般就労への移行等 障がい児支援の提供体制の整備等
2.障がい福祉サービス等の見込み量	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）
	居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
	相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
	発達障害者等に対する支援	発達障がい者支援地域協議会の開催 発達者支援センターによる相談支援 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修
3.地域生活支援事業の見込み量	相談支援事業	相談支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 手話奉仕員養成・研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 その他サービス
4.障がい児支援サービスの見込み量	障がい児通所支援サービス	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、障がい児相談支援、医療的ケア児に対するコーディネーター配置数、
	障がい児相談支援	
5.関係機関との連携に関する事項		

新たに設定